吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準

1【一次審査用】

評価項目	審査基準	配点
1 応募動機について	○動機について	_
	○福祉の向上及び増進を見据えたものか	5
2法人の経営基盤・活動実績・	○長期間、安定した事業運営が継続できる財政基盤であること。	
理念などについて	○児童の福祉や教育に関する理解や取組み姿勢	5
	○活動実績の状況	
3 留守家庭児童育成室の運営	【児童の健全育成に対する取組みや方針】	
方針について	○児童に対する保育内容が望ましいものか	
	○堅実性や継続性が高いか	1 5
	○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか	
	○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	
	【保護者との連携】	
	○保護者への情報提供の方法について	1.0
	○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か	1 0
	○保護者支援の姿勢	
	【学校との連携】	_
	○学校との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	5
4支援を要する児童の受入に	○障がい児に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援などの	1.0
ついて	対応が可能か	1 0
5 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	1 0
6 緊急時の連絡体制、安全対策	○緊急時の連絡体制が整っているか	
について	○安全に対する意識や取組み姿勢が十分か	1 0
7 守秘義務、個人情報の取扱い	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監	
について	督について	5
8職員体制について	○集団での保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置	_
	されるか	5
	○安定して継続的に配置できるか	5
	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	5
	○職員の質の向上に努めているか	5
9収支計画書について	○事業費の積算が合理的か	
	○事業費の配分が適切か	5
	○充実した事業運営が実施できると認められるか	
合計		

2【二次審査用】

評価項目	審査基準	配点
1 応募動機や法人の理念、経営	○動機について	-
基盤などについて	○児童の福祉や教育に関する理解や取組み姿勢、活動実績	5
	○長期間、安定した事業運営が継続できる財政基盤であること。	5
2 留守家庭児童育成室の運営	【児童の健全育成に対する取組みや方針】	
方針について	○児童に対する保育内容が望ましいものか	
	○堅実性や継続性が高いか	2 0
	○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか	
	○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	
	【保護者との連携】	
	○保護者への情報提供の方法について	1 0
	○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か	1 0
	○保護者支援の姿勢	
	【学校との連携】	_
	○学校との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	5
3支援を要する児童の受入に	○障がい児に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援などの	1.0
ついて	対応が可能か	1 0
4児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	1 0
5 緊急時の連絡体制、安全対策	○緊急時の連絡体制が整っているか	_
について	○安全に対する意識や取組み姿勢が十分か	5
6 守秘義務、個人情報の取扱い	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監	_
について	督について	5
7職員体制について	○集団での保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置	1.0
	されるか	1 0
	○安定して継続的に配置できるか	5
	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	5
	○職員の質の向上に努めているか	5
合計		100

3 採点の基準

審査基準ごとに、次の通り5段階評価して採点し、合計点数を求める。

~5段階評価~

(1) 特に優れている 配点の5分の5

(2) 優れている 配点の5分の4

(3) ふつう 配点の5分の3

(4) やや劣っている 配点の5分の2

(5) 劣っている 配点の5分の1

4 一次審査(書類審査)

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」(様式第3号)をもとに選定等委員会が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【一次審査用】」 (別紙)を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から配点合計が65点以上の採点を獲得した応募者を一次審査通過事業者とする。

5 二次審査 (プレゼンテーション)

一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【二次審査用】」を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から配点合計が65点以上かつ出席委員の配点合計の平均が65点以上の採点を獲得しており、かつ評価項目2『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び7『指導員体制について』の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けておらず、その他の評価項目においては、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない応募者の内、出席委員の採点合計が最上位の事業者を最優秀提案者として選定する。

最上位の事業者が2者以上あるときは(同点の場合)、当該事業者の内、一次審査における採 点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、後日、当該事業者によるくじ 引きにより、最優秀提案者を決定する。